

債権仮差押命令申立書

収入

印紙

令和〇年〇月〇日

大阪地方裁判所第1民事部 御中

債権者〇〇〇〇印

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

請求債権の表示 別紙請求債権目録記載のとおり

申立ての趣旨

債権者の債務者に対する上記請求債権の執行を保全するため、債務者の第三債務者らに対する別紙仮差押債権目録記載の債権は、仮に差し押さえる。

第三債務者らは、債務者に対し、仮差押えに係る債務の支払をしてはならない。
との裁判を求める。

申立ての理由

第1 被保全権利

1 債権者と申立外〇〇〇〇との金銭消費貸借契約

債権者は、申立外〇〇〇〇に対し、令和〇年〇月〇日、金300万円を次の約定にて貸し付けた（以下「本件貸付」という。甲1，甲2の1）。

記

- | | |
|-----------|---------------------|
| (1) 弁済期 | 令和×年×月×日 |
| (2) 利息 | 年〇パーセント（年365日の日割計算） |
| (3) 遅延損害金 | 年〇パーセント（年365日の日割計算） |

2 債務者の連帯保証

同日、債務者は、債権者に対し、本件貸付に基づく申立外〇〇〇〇の債権者に対する債務について、書面により、連帯保証した（以下「本件連帯保証契約」という。甲1，甲2の2）。

3 弁済期の経過

申立外〇〇〇〇は、弁済期である令和×年×月×日が経過しても貸付金を弁済せず、連帯保証人である債務者もその支払をしない（甲11）。

4 被保全権利のまとめ

よって、債権者は、債務者に対し、本件連帯保証契約に基づき金300万円並びにこれに対する約定の利息、損害金の支払請求権を有している。このうち、元金300万円についての連帯保証債務履行請求権を被保全権利とする。

第2 保全の必要性

1 債権者は、本件貸付の弁済期を過ぎても主債務者である申立外〇〇〇〇から貸付金の弁済がなされなかったため、申立外〇〇〇〇に対し、再三にわたり、貸付金を弁済するよう督促した。しかし、同人は、「もう少し待ってほしい」と言うばかりで、一向に弁済をせず、その後、連絡さえつかない状況となった（甲11）。

申立外〇〇〇〇は、その住所地に所有不動産を有するものの、同不動産には固定資産評価額を大幅に上回る抵当権が設定されており（甲3ないし甲の6の1及び2）、申立外〇〇〇〇に他に見るべき資産はない。

したがって、債権者が申立外〇〇〇〇から本件貸付の弁済を受けられる見込みはない。

2 債権者は、債務者に対し、令和△年△月△日付け内容証明郵便にて、本件連帯保証契約に基づき、300万円及びこれに対する遅延損害金の支払を求めた。同内容証明郵便は、同月□日に債務者に到達した（甲7の1及び2）。

しかし、債務者からは何らの返答はなく、支払もない。

債権者の調査によれば、債務者は勤務先を定年退職しており、他にも申立外〇〇〇〇の連帯保証人として債務を負っているとのことである（甲11）。

また、債務者の住所地の土地建物は他人所有であり、債務者所有の不動産はない（甲8ないし10）。

3 債権者は、債務者に対して、本件連帯保証契約に基づく債務の履行を求めて訴訟を提起すべく準備中である。

債務者には、第三債務者らに対する預貯金債権のほかに見るべき資産はないが、債務者の生活状況からすれば、これもいつ引き出されるかもわからない状況にあり、債権者が後日本案訴訟において勝訴判決を得ても、その執行が不能あるいは著しく困難となるおそれがあるので、執行保全のため、本申立てに及ぶ次第である。

疎明方法

甲1号証	金銭消費貸借・連帯保証契約書
甲2号証の1, 2	印鑑登録証明書
甲3号証	不動産全部事項証明書(〇〇〇〇所有土地)
甲4号証	不動産全部事項証明書(〇〇〇〇所有建物)
甲5号証	ブルーマップ写し
甲6号証の1, 2	固定資産税評価証明書(〇〇〇〇所有土地・建物)
甲7号証の1	内容証明郵便
甲7号証の2	配達証明
甲8号証	不動産全部事項証明書(債務者住所・土地)
甲9号証	不動産全部事項証明書(債務者住所・建物)
甲10号証	ブルーマップ写し
甲11号証	報告書

添付書類

甲号証	各1通
資格証明書	1通
陳述催告の申立書	1通

当事者目録

〒〇〇〇〇－〇〇〇〇 大阪市〇〇区〇〇〇丁目〇番〇号（送達場所）

債権者 〇 〇 〇 〇

電話（〇〇）〇〇〇〇－〇〇〇〇

FAX（〇〇）〇〇〇〇－〇〇〇〇

〒〇〇〇〇－〇〇〇〇 大阪市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号

債務者 〇 〇 〇 〇

東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号

第三債務者 株式会社〇〇銀行

上記代表者代表取締役 〇 〇 〇 〇

（送達先）

〒〇〇〇〇－〇〇〇〇 大阪市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号

株式会社〇〇銀行〇〇支店

東京都千代田区丸の内〇丁目〇番〇号

第三債務者 株式会社ゆうちょ銀行

上記代表者代表執行役 〇 〇 〇 〇

（送達先）

〒〇〇〇〇－〇〇〇〇 〇〇市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号

〇〇貯金事務センター

請求債権目録

金300万円

ただし、申立外〇〇〇〇が債権者に対して負担する下記債務について、令和〇年〇月〇日債務者が連帯保証したことに基づき、債権者が債務者に対して有する連帯保証債務履行請求権のうち元金部分の履行請求権

記

債権者は、申立外〇〇〇〇に対し、令和〇年〇月〇日、弁済期を令和×年×月×日、利息を年〇〇パーセント、遅延損害金を年〇〇パーセントと定めて、金300万円を貸し付けた。

仮差押債権目録

(第三債務者 株式会社〇〇銀行 分)

金 150 万円

ただし、債務者が第三債務者株式会社〇〇銀行（〇〇支店扱い）に対して有する下記預金債権のうち、下記に記載する順序に従い、頭書金額に満つるまで

記

- 1 差押えのない預金と差押えのある預金とがあるときは、次の順序による。
 - (1) 先行の差押えや仮差押えのないもの
 - (2) 先行の差押えや仮差押えのあるもの
- 2 円貨建預金と外貨建預金があるときは、次の順序による。
 - (1) 円貨建預金
 - (2) 外貨建預金（仮差押命令が第三債務者に送達された時点における第三債務者の電信買相場により換算した金額（外貨）。ただし、先物為替予約がある場合には、原則として予約された相場により換算する。）
- 3 数種の預金があるときは、次の順序による。
 - (1) 定期預金
 - (2) 定期積金
 - (3) 通知預金
 - (4) 貯蓄預金
 - (5) 納税準備預金
 - (6) 普通預金
 - (7) 別段預金
 - (8) 当座預金
- 4 同種の預金が数口あるときは、口座番号の若い順序による。

なお、口座番号が同一の預金が数口あるときは、預金に付せられた番号の若い順序による。

仮差押債権目録

(第三債務者 株式会社ゆうちょ銀行 分)

金 150 万円

ただし、債務者が第三債務者株式会社ゆうちょ銀行(〇〇貯金事務センター扱い)に対して有する下記郵便貯金債権のうち、下記の順序に従い、頭書金額に満つるまで。

記

- 1 差押えのない貯金と差押えのある貯金があるときは、次の順序による。
 - (1) 先行の差押え、仮差押えのないもの
 - (2) 先行の差押え、仮差押えのあるもの
- 2 担保権の設定されている貯金とされていない貯金があるときは、次の順序による。
 - (1) 担保権の設定されていないもの
 - (2) 担保権の設定されているもの
- 3 数種の貯金があるときは、次の順序による。
 - (1) 定期貯金
 - (2) 定額貯金
 - (3) 通常貯蓄貯金
 - (4) 通常貯金
 - (5) 振替貯金
- 4 同種の貯金が数口あるときは、記号番号の若い順序による。

なお、口座番号が同一の貯金が数口あるときは、貯金に付せられた番号の若い順序による。

第三債務者に対する陳述催告の申立書

令和〇年〇月〇日

大阪地方裁判所第1民事部 御中

債権者 〇 〇 〇 〇 印

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

本日御庁に申し立てた上記当事者間の債権仮差押命令申立事件について、第三債務者に対し、民事保全法50条5項、民事執行法147条1項に規定する陳述の催告をされたく申し立てる。

当事者目録

〒〇〇〇〇－〇〇〇〇 大阪市〇〇区〇〇〇丁目〇番〇号（送達場所）

債権者 〇 〇 〇 〇

電話（〇〇）〇〇〇〇－〇〇〇〇

FAX（〇〇）〇〇〇〇－〇〇〇〇

〒〇〇〇〇－〇〇〇〇 大阪市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号

債務者 〇 〇 〇 〇

東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号

第三債務者 株式会社〇〇銀行

上記代表者代表取締役 〇 〇 〇 〇

（送達先）

〒〇〇〇〇－〇〇〇〇 大阪市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号

株式会社〇〇銀行〇〇支店

東京都千代田区丸の内〇丁目〇番〇号

第三債務者 株式会社ゆうちょ銀行

上記代表者代表執行役 〇 〇 〇 〇

（送達先）

〒〇〇〇〇－〇〇〇〇 〇〇市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号

〇〇貯金事務センター